

○阪空人第789号

大阪航空局にコンプライアンス推進本部を置く達を次のように定める。

令和2年3月18日

大阪航空局長 梅野 修一

大阪航空局にコンプライアンス推進本部を置く達
(設置及び目的)

第1条 大阪航空局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化（以下「コンプライアンス等の強化」という。）を図るため、大阪航空局にコンプライアンス推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規則において「コンプライアンス」とは、大阪航空局の職員として必要な法令の遵守及び綱紀の保持に関する事項として、次に掲げるものをいう。

- 一 大阪航空局における発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持（以下「発注者綱紀保持」という。）
- 二 前号に掲げるもののほか、公正性及び倫理性に係る社会的責任に関する国民目線からの要請に適合するために必要な事項

2 この規則において「コンプライアンス推進責任者」（以下「推進責任者」という）とは、大阪航空局、管内各空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所におけるコンプライアンス等の強化を図る責任者である本局各課等の長及び各所長をいう。

(所掌事務等)

第3条 推進本部は次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大阪航空局におけるコンプライアンス等の強化を図るための年度毎の推進計画（以下「推進計画」という。）の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 推進計画の評価及び変更に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、推進計画の実効性を確保するために必要な事項に関すること。

2 推進本部は、前項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項について、不断の見直しを行うものとする。

- 一 発注者綱紀保持規程に関すること
- 二 発注者綱紀保持マニュアルに関すること
- 三 発注担当職員による適確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関すること
- 四 発注者綱紀保持規程に反する事例の調査分析に関すること
- 五 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知方策に関すること
- 六 その他発注者綱紀保持のために必要な事項

- 3 推進本部は、当該年度の前年度末までに、当該年度の推進計画を作成するものとする。
- 4 推進本部は推進計画を作成し、又は変更したときは、直ちにこれを公表するものとする。

(本部の構成)

第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、大阪航空局長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を統括する。
- 4 副本部長は、大阪航空局次長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理し、本部長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 本部員は、大阪航空局の部長、安全管理官、部次長をもって充てる。

(第三者からの意見聴取)

第5条 推進本部は、第3条第1項に規定する事務を行おうとするときは、必要に応じ、コンプライアンスに係る専門的な知見に関する学識経験のある第三者から、意見を聴くものとする。

(本部長による指示等)

第6条 本部長は、推進責任者に対して、推進計画に基づく取組の実施を指示するものとする。

- 2 推進責任者は、前項の指示に基づく取組の実施状況について、本部長に報告するものとする。
- 3 本部長は、前項の報告に基づき、実施状況を評価し、その結果を毎年度7月31日までに、コンプライアンス報告書として取りまとめ、公表するものとする。
- 4 本部長は、前項の評価結果に基づき、推進責任者に対して改善を指示するものとする。

(推進本部会議)

第7条 会議は、必要に応じ本部長が招集し、開催するものとする。

- 2 本部長は、必要に応じコンプライアンス推進責任者の参画を求めることができる。
- 3 会議は、非公開とする。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、関係各課等の協力を得て、適正業務管理官において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。